

川崎市立井田病院医療事故防止対策委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院医療安全対策要綱第10条第1項の規定により設置する川崎市立井田病院医療事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定の症例における診療内容等の調査
- (2) 発生した医療事故等の原因究明及び病院長への報告
- (3) 医療事故等の再発防止対策の作成及び病院長への提言
- (4) 医療事故等の届出及び公表に関すること
- (5) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、病院長が指名する副院長及び専門的な知識を有する職員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は医療安全管理室長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(病院長の招集)

第5条 委員長は、必要に応じて病院長を、オブザーバーとして委員会に招集することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(議事録の保管)

第7条 委員会の議事録は、これを3年間保管しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者（外部の者を含む）の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。